

重度の肝硬変の方への支援制度

重症度を判断する基準が、平成 26、28 年に緩和されています。ぜひ、ご活用下さい。

障害年金

※平成26年6月1日に肝疾患の障害認定基準が改正。

国民年金・厚生年金（共済年金含む）からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士等、専門家にご相談下さい。

障害年金のイメージ ※1

- 1級（介助なしで日常生活できない。寝たきり等）
➔ 基礎年金約99万円＋厚生年金 ※2
- 2級（日常生活が困難で労働収入が得られない）
➔ 基礎年金約79万円＋厚生年金 ※2
- 3級（日常生活ほぼできるが労働に著しい制限のある方）
➔ 基礎年金なし＋厚生年金約59万円～※2

※1 これはイメージです。詳しくは専門家にご相談下さい。
※2 基礎年金には「子の加算」制度があります。厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。

申請先は年金事務所（又は各共済組合）

年金事務所お客様相談室（自動音声案内「1」→「2」）

大分 ☎ 097-552-1211

別府 ☎ 0977-22-5111

佐伯 ☎ 0972-22-1970

日田 ☎ 0973-22-6174



身体障害者手帳

※平成28年4月1日に肝臓機能障害の身体障害認定基準が改正。

「肝臓機能障害」の程度に応じて、福祉手当・医療費助成・税の減免等、自治体からのサービスを受けられる可能性があります。詳細については、医療機関の相談窓口やお住まいの市町村の障害福祉担当窓口にご相談下さい。



（大分市の方）大分市障害福祉課

☎ 097-585-6009

大分県福祉保健部障害福祉課

☎ 097-506-2723

肝臓のお悩みについての相談窓口

治療、支援制度、生活、仕事、その他について、患者さんやご家族が相談できます。

大分県肝疾患診療連携拠点病院

大分大学医学部附属病院 肝疾患相談センター

☎・FAX 097-586-5504（共通番号）

相談受付時間 9：00～17：00（月～金。祝日等を除く）



発行 全国B型肝炎訴訟大分原告団 〒870-0034 大分県大分市都町2-7-4 弁護士法人徳田法律事務所内
紹介しているのは、2023（令和5）年4月1日現在の内容です。

2023年版

OITA 大分県 のみなさんへ

ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。
その費用の助成や生活に役立つ制度をご紹介します。



ご存じですか？

肝がん・重度肝硬変の医療費助成

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

①県内に住所があり、医療保険制度に加入し、世帯の合計年収がおおむね370万円未満で、研究に協力する方が、②B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変での入院または通院治療にて（※1）、③高額療養費の限度額を超えた月が過去1年間で助成月を含めて3月以上となる場合に（※2）、3月目以降の自己負担額が月1万円に減額されます。詳細は下記までお問い合わせ下さい。

※1 通院は「分子標的薬を用いた化学療法」「肝動注化学療法」によるもの。令和5年度から粒子線治療も対象になります。

※2 助成対象となる3月目以降の治療は県指定医療機関に限る。

大分県の
担当課

健康づくり支援課 ☎ 097-506-2665



B型・C型肝炎 治療費の助成

大分県のB型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

対象となる治療は、インターフェロン、核酸アナログ製剤、C型肝炎経口新薬です。

申請には、都道府県が指定した肝臓専門医療機関の診断書等が必要です。ご希望の方は肝臓専門医療機関でご相談下さい。平成30年12月から、核酸アナログの更新手続きが簡素化されました。詳細は下記までお問い合わせ下さい。



助成を受けたときの 治療費 (大分県の場合)

世帯の市町村民税	自己負担
所得割 23.5万円未満	月1万円
所得割 23.5万円以上	月2万円

大分県の
担当課

健康づくり支援課 ☎ 097-506-2665



C型経口新薬で治ゆされた方など 定期検査費用の助成

ウイルス性肝炎重症化予防推進事業：定期検査費用助成

B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、現在、上記の肝炎治療費助成を受けていない方は、年2回まで定期検査費用が助成されます(所得制限あり)。本リーフ1頁の肝がん・重度肝硬変の医療費助成を受けている方でも、通院中の定期検査費用は本助成の対象となります。助成されるのは、大分県指定医療機関での血液検査、超音波検査(肝硬変・肝がんはCT・MRI)等です。詳細は下記までお問い合わせ下さい。



助成を受けたときの 検査費用 (大分県の場合)

住民税非課税世帯	無料
市町村民税(所得割)23.5万円未満の世帯	
慢性肝炎	1回2千円
肝がん・肝硬変	1回3千円

大分県の
担当課

感染症対策課 ☎ 097-506-2752



手続きは
お済みですか?



弁護士に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間(患者、遺族で作る原告団)もできます。

期限が延長されました!

B型肝炎「給付金」

私たち原告団と国との「基本合意」に基づき、過去の集団予防接種でB型肝炎に感染した方への「給付金」制度ができました。現時点での期限は令和9年3月31日です。

母子感染でも、母が対象者であれば、子ども対象になることがあります。無症候性キャリアと誤っている方も、過去に慢性肝炎等を発症している場合には、その病態に応じた金額となることがあります。

私たち原告団は、医療費助成制度等の維持拡充、B型肝炎根治薬の開発等を求めて、国と継続的に協議しています。

給付金の金額例 ※1

死亡、肝がん、肝硬変重度※2	3600万円
肝硬変軽度※2	2500万円
慢性肝炎※2	1250万円
無症候性キャリア (20歳未満)	600万円
無症候性キャリア (20歳以上)	50万円 + 定期検査費用※3等

※1 いちど「対象者」と認められれば、万が一、病態が進んだときにも給付金の「差額」(追加給付)を受給できます。

※2 死亡又は各病態の発症から提訴までに20年が経過した場合、減額されます。

※3 年4回：血液検査、腹部エコー。年2回：造影CT又は造影MRI、交通費等1万5千円。

ご相談は各地の弁護士へ

全国B型肝炎訴訟大分弁護士

一括相談窓口：たえ法律事務所
☎097-574-8800(相談料無料)
代表 渡辺耕太(大分県弁護士会)

<https://bkan-oita.blog.ss-blog.jp/>
※厚労省ホームページ「B型肝炎訴訟について」にて各地の弁護団の連絡先が紹介されています。



薬害肝炎(C型肝炎)「給付金」

血液製剤(フィブリノゲン製剤あるいは第9因子製剤)でC型肝炎に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々を対象です。この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全国弁護士団にご相談下さい。薬害肝炎の救済法に基づく給付金の請求期限が2028年1月17日までに延長されました。

ご相談は各地の弁護士へ

薬害肝炎九州弁護士

☎092-735-1193 FAX 092-735-1196

FAXの際には氏名、電話番号等の連絡先をご明記下さい。折り返しご連絡します。

